

## 公益財団法人熊本市町村振興協会基金貸付細則

制定 平成25年4月 1日細則第3号  
改正 平成31年3月29日細則第1号

### (目的)

第1条 この細則は、公益財団法人熊本市町村振興協会基金積立運用規程（以下「運用規程」という。）第5条の規定に基づき、公益財団法人熊本市町村振興協会（以下「協会」という。）が、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）に対して、基金の資金（以下「資金」という。）を貸付ける場合の貸付の条件、手続等その他必要な事項を定めることを目的とする。

### (貸付の種類)

第2条 資金の貸付は、長期貸付及び短期貸付とする。

- 2 長期貸付とは、貸付対象事業に係る地方債の届出、同意又は許可がなされている市町村に対する一会計年度をこえる貸付をいう。
- 3 短期貸付とは、貸付対象事業（別表に掲げる災害関連事業に限る。）に係る一時借入金としての貸付で、同一会計年度内に償還が行われるものをいう。

### (貸付対象事業)

第3条 運用規程第5条で定める貸付対象事業の細目は、別表のとおりとする。

### (貸付の要件)

第4条 資金の貸付を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる要件を具備しなければならない。

- (1) 償還の見込みが確実であること。
- (2) 事業の計画が適切であること。
- (3) 財務の経理が明確であること。
- 2 長期貸付にあつては、前項に定めるもののほか、地方債の届出、同意又は許可がなされているか、又は当該年度において地方債の同意又は許可を受けることが確実と認められるものであること。

### (貸付方法)

第5条 資金の貸付の方法は、証書貸付によるものとする。

### (貸付条件)

第6条 資金の貸付条件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 貸付利率は、財政融資資金貸付金利以下の利率で、理事長が定める利率とする。ただし、年0.01パーセントを下回らないものとする。
- (2) 償還期限は、長期貸付にあつては20年以内（うち据置期間無し、又は3年以内）の1年単位とし、短期貸付にあつては、同一会計年度内とする。
- (3) 長期貸付金の貸付期日は、毎年度5月25日及び3月25日とする。ただし、当日が休日にあたるときは、その翌日とする。
- (4) 長期貸付にかかる元利金の払込期日は、毎年度9月10日及び3月10日とする。ただし、当日が休日にあたるときは、その翌日とする。
- (5) 元金の償還方法は、長期貸付にあつては、半年賦元金均等償還の方法、短期貸付にあつては、一括弁済の方法によるものとする。
- (6) 利息の払込みは、長期貸付にあつては、借入日の翌日から最終償還の日までの利息を、短期貸付にあつては、借入日の翌日から元金償還の日までの利息を協会に払い込むものとする。
- (7) 延滞利息は、延滞元利金につき10パーセントとする。

### (貸付の申込)

第7条 資金の貸付を受けようとする市町村は、原則として借入予定日の3週間前まで

に、次の各号に掲げる書類を協会に提出するものとする。

- (1) 借入申込書（様式第1号又は様式第2号）
  - (2) 事業概要調書（様式第3号又は様式第4号）
- 2 前項に定めるもののほか、協会は、当該市町村に対し、必要と認める書類の提出を求めることができる。

（貸付の決定）

第8条 協会は、貸付けの申請を受けたときは、貸付の可否および貸付額を決定のうえ、貸付を行うことに決定した市町村に対しては、借用証書（様式第5号又は様式第6号）の提出を求め、貸付を行わないことに決定した市町村に対しては、その旨を通知するものとする。

（貸付の実行）

第9条 市町村は、前条の借用証書に次に掲げる書類を添えて、貸付期日の2週間前までに協会に提出するものとし、協会は、これと引換えに資金を送付するものとする。

- (1) 長期貸付にあっては届出書、起債同意書又は許可書の写し、短期貸付にあっては一時借入金現在額調（様式第7号）
  - (2) その他協会が必要と認める書類
- 2 協会は、前項に規定する資金送付後、長期貸付に係る資金にあっては償還年次表を作成し、これを当該市町村に送付するものとする。

（貸付金の償還）

第10条 協会は、貸付金に係る元利支払期日の2週間前までに元利金払込通知書（様式第8号）を当該市町村に送付するものとする。

- 2 市町村は、前項に規定する元利金払込通知書に定められた期日までに、同通知書によって指定された銀行に元利金を払い込むものとする。

（報告及び調査）

第11条 資金の貸付を受けた市町村は、貸付金の償還が完了するまでの間に次の各号に該当する事項が生じた場合は、その都度速やかに協会に報告しなければならない。

- (1) 市町村の名称を変更した場合
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条又は第288条の規定に基づき、貸付を受けた資金の債務の継承を生じた場合
- (3) 貸付金を財源とする事業を中止し、若しくは廃止し、又は計画を変更した場合

- 2 協会は、貸付金にかかる債権の管理及び保全のため、職員を派遣して関係書類若しくは実施について調査させることができる。

（繰上償還）

第12条 協会は、資金の貸付を受けた市町村が、資金を貸付の目的外の用途に使用したときは、資金の全部又は一部を繰上償還させることができる。この場合において協会は、繰上償還をさせようとする日の10日前までに当該市町村に対し、繰上償還通知書（様式第9号）を送付するものとする。

- 2 市町村は、貸付を受けた資金の全部又は一部を繰上償還することができる。この場合において当該市町村は、あらかじめ繰上償還申請書（様式第10号）を協会に提出するものとする。
- 3 協会は、前項の規定による申請があったときは、当該市町村に対して、元利金の額及び償還期日を直ちに通知するとともに修正償還年次表を送付するものとする。

（委任）

第13条 この細則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。

2 財団法人熊本県市町村振興協会基金貸付細則（昭和58年7月20日制定）は、廃止する。

附 則（平成31年細則第1号）

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

公益財団法人熊本県市町村振興協会基金貸付対象事業

災害関連事業	(1) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象に伴う災害に関連する事業 (2) 大規模な火事又は爆発等に伴う災害に関連する事業 (3) 上記のほか協会が貸付対象事業として認める災害に関連する事業
その他の事業	(1) 住民の安全及び福祉の増進に資するための事業 (2) 教育及び文化の向上に資するための事業 (3) スポーツの振興及び健康増進に資するための事業 (4) 生活環境の保全及び公害の防止に資するための事業 (5) 文化財の保存に資するための事業 (6) 地域連帯意識の醸成に資するための事業 (7) 自然条件及び風土に調和した個性的な街づくりに資するための事業 (8) 上記のほか協会が貸付対象事業として認めるもののうち緊要な事業